

男鹿市告示第139号

男鹿市介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金（訪問・相談系）交付要綱を次のように定める。

令和5年12月25日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金（訪問・相談系）  
交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、物価の高騰に伴う介護保険施設等に対する緊急的な支援を目的として、光熱費を補助するため、男鹿市介護保険施設等物価高騰対策事業（以下「補助事業」という。）に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業所）

第2条 補助対象事業所は、申請日時点で介護保険等の指定を受けて運営を継続している市内の次に掲げるサービスを提供する事業所とする。

事業所区分	サービス種別
訪問系	訪問介護
	訪問入浴介護
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	夜間対応型訪問介護
	訪問看護
	訪問リハビリテーション

相談系	居宅療養管理指導
	福祉用具貸与
	福祉用具販売
	居宅介護支援
備考	
1 指定管理の事業所は、補助対象外とする。ただし、指定管理料の発生していない事業所は、補助対象とする。 2 医療系サービスみなし指定事業所は、補助対象外とする。 3 介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業は、補助対象外とする。	

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、事業所区分ごとに次の基準額とする。

事業所区分	基準額
訪問・相談系	1事業所あたり4万8,000円
備考	
1 男鹿市内で複数の事業所を運営している場合は、各事業所の基準額を合算して申請することができることとする。ただし、同一の住所地において第2条に掲げる複数のサービスを提供している場合にあっては、1事業所とみなす。 2 共生型サービスを行う介護サービス事業所に当たっては、本補助金による交付申請のみ行うものとし、障害福祉サービス等事業所に対する物価高騰対策の補助金を重複して申請、交付を受けることはできない。 3 新規開始、休止又は廃止により、令和5年度における運営期間が11か月以下となる場合は、上記の基準額を12で除して運営月数(月の半分以上の日数を運営している月は運営月数に含めるものとする。)を乗じた額を基準額とする。なお、新型コロナウイルス感染症患者等の発生により、事業所を臨時休業した場合等については、事業所の休止には含まないこととする。	

(交付の申請等)

第4条 補助金の支給を受けようとする補助対象事業所(以下「申請者」という。)は、令和6年2月15日までに、令和5年度男鹿市介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金(訪問・相談系)交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所別申請額一覧
- (2) 事業所別個票

2 前項に規定する交付申請は、規則第13条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

(1) 男鹿市暴力団排除条例（平成23年男鹿市条例第20号）に規定する暴力団又は暴力団員等が関与している事業所

(2) 申請日時時点で、休止又は廃止を予定している事業所

(3) 他の自治体から事業所運営のための光熱費の補助等を受ける事業所（交付の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、補助の可否を決定し、男鹿市介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金（訪問・相談系）交付決定通知書（様式第2号）又は男鹿市介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金（訪問・相談系）不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。ただし、当該申請の内容に疑義がある場合には、必要な資料の提出又は説明を求めるものとする。

2 市長は、前項に規定する交付の決定をする場合において、必要に応じ次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業に係る証拠書類等については、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 補助金の交付対象となった事業所が、令和6年3月31日までに廃止、休止等により事業活動を停止した場合、その旨を市に報告するとともに、第3条の表備考3に基づき基準額を算出し、過支給額を返還しなければならない。ただし、あらかじめ相当額を差し引いて交付された場合を除く。

(3) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受

けてはならない。

- (4) この補助金を光熱費以外に使用してはならない。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項に規定する交付の決定は、補助金の額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は、前条第3項の規定による額の確定後、申請者からの請求に基づき、令和6年3月7日までに交付するものとする。

2 前項の請求は、令和6年2月19日までに請求書(様式第4号)を市長に提出して行わなければならない。

(補助金の取消し等)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 規則又はこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 補助金の支給の決定を受けた者は、補助金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年12月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。